



社会人等の教師としての入職の 拡大について

令和8年9月30日

初等中等教育局教育職員政策課

社会人等が教師になる方法の現状と審議のまとめにおける方向性

大学院の教職課程の履修（全学校種）

【概要】大学院の教職課程で必要単位を修得し免許状を取得
【課題】専修免許状を前提としているため、必要単位が過大となり、教職課程未履修者が大学院から免許取得を目指すことが困難。

教職特別課程（中学校、高等学校、特別支援学校）

【概要】教科に関する専門的事項の既修得者が、大学で残りの科目を修得できる最短1年間の課程を通じて、普通免許状を取得
【課題】教科に関する専門的事項を別途学修している必要があるため、学部段階で一切教職課程の科目を履修していない場合は活用ができないほか、現在はごく限られた大学でしか開設されていない。

教員資格認定試験（幼稚園、小学校、高校（情報））

【概要】文部科学省が実施（事務は教職員支援機構）する試験であり、令和6年度からは幼稚園及び小学校の二種免許状、高等学校（情報）の一種の普通免許状の取得が可能
【課題】取得できる免許種が限られている。

特別免許状の取得（小学校（教科毎）、中学校、高校）

【概要】専門的な知識・経験を持つ場合に、都道府県の基準に基づき行われる教育職員検定に合格することで免許の取得が可能
【概要】授与判断が都道府県に委ねられていることから、活用が低調。活用への意識についてもばらつきがある。

通信制の教職課程（全学校種）

臨時免許状の取得（全学校種）

大学院における短期間の学習によって免許状を取得できる新教育課程を創設する。

- 一定の学習で全国通用性のある免許状を取得できる。
- 取得できる免許状について、①既存の免許状とは異なる特別なもの、②既存の普通免許状を取得するための特別な方法、といった類型を念頭に引き続き検討。
- 強み専門性は、入学者選抜において立証する。

教職課程の再編と併せて、大学院の新教育課程の検討とともに単位の修得方法を整理する。

- 上記大学院の新教育課程と同様に、強み専門性を入学者選抜において立証する。
- 既存の普通免許状を取得するための特別な方法の一つとして整理する。

質が担保された持続可能な認定試験とする。

- 実施方法、受験料、試験合格後の研修の在り方を整理
- 必要に応じた対象範囲の拡大（対象校種・教科、一部科目の合格制度の創設）
- これらを通じて試験の質の担保・向上を図る

特免授与にあたって必要となる資質能力の立証について方向性を示すなど、環境を整備する。

- 国において一定の授与基準や目安を提示（指針改定）
- 能力立証の方法の多様化（認定試験、大学、NITS、民間等）
- 特別免許状による入職者に対する加配

- 通信制の教職課程の質担保の在り方について更に検討
- 通学制との組み合わせについては、大学設置基準等との関係も踏まえた検討が必要。

これらの方向性を踏まえ、それぞれ具体的な制度設計を検討する。

大学院における短期間の学習によって免許状を取得できる新教育課程について

これまでの議論の整理

これまで2つのパターンが示されたところ、教員養成部会における議論を踏まえて、それぞれ以下の通り整理してはどうか。

- ・ パターンA：大学院において教師に最低限必要な学修パッケージを提供し、その履修をもって教師の能力立証の一部に活用して、特別免許状を授与（特別免許状の授与促進方策の一つとして整理）。
- ・ パターンB：最低限必要な学修に加え、勤務を含めた実践的なカリキュラムで1年程度学修することで、全国通用性のある免許状を授与。

➡ パターンBについて、大学院新教育課程として具体的な設計を検討（パターンAは特免授与促進方策の中で検討を行う）

大学院新教育課程の設計に当たっての論点

【免許状の種類】

取得できる免許状について、①一定の単位修得を求めること、②恒久性・全国通用性を備えること、を踏まえ、どのような類型とするか。

- ・ 要件と効果に照らして、普通免許状と整理することができるか（必要な学修の在り方は従来の教職課程とは異なる想定）。
- ・ 普通免許状と整理する際は、①学士号の保有が前提なこと、②専修免許状の取得に必要な単位数は新教育課程の趣旨からして過大であることから、標準的な（一種相当の）免許状としてはどうか。

【従来の教職課程に対する例外的なルートとしての整理】

大学の教職課程に対する特別な制度として、どう位置付けるか

- ・ 法制度上も従来の教職課程と異なる例外的なルートとして整理することで、社会人経験等の評価や、実践的なカリキュラムなど、これまでの養成とは異なる単位修得による免許状の取得を実現できるのではないか。
- ・ 同様に、教職特別課程も強み専門性以外の科目を修得する課程として整理するのであれば、大学院新教育課程と同様に例外的な方法で単位修得できる制度として整理できるか。

【単位の修得方法】

必要単位数について、社会人としての経験を踏まえ、何単位を、どのような方法で修得することを求めるのか。

- ・ 強み専門性に係る科目20単位は、教師の勤務に有用な社会人経験（年数等詳細は今後検討）により修得したとみなせるか。
- ・ 実際の修得単位は、一種相当の免許状を前提に、強み専門性に係る科目を除いた分（小37単位、中・高36単位）としてはどうか。
- ・ 教育現場で実践的な研究を行うなど、実践・実習を重んじたカリキュラムはどうか（単位認定は教職大学院の事例を参考にする）。

※実践的研究は、支援員や臨時免許状での勤務を想定。

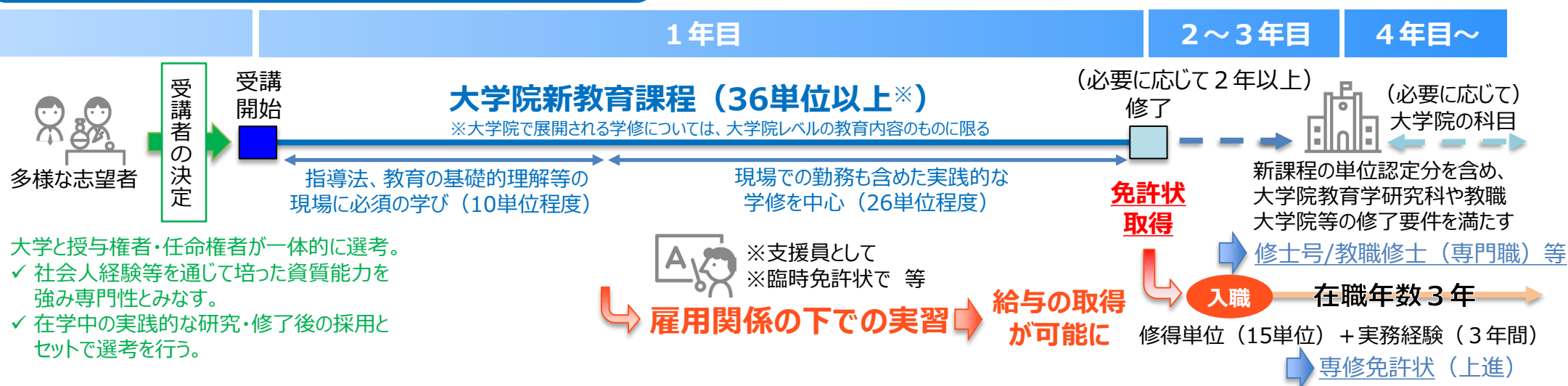
【受講者への経済的支援】

受講者への経済的支援について、受講料負担から生活費の確保まで段階があることを念頭に、どのような方策がとれるのか。

- ・ 教育訓練給付金を取得できるよう、履修証明プログラムとしての認定を受けることを推奨してはどうか。
- ・ 現場での実習の一部は勤務として給与が支給されるとしてはどうか。

大学院新教育課程のイメージ（※雇用されながら実践的な学びを行う場合）

履修のイメージ（中学校の免許状の場合）



- 大学と授与権者・任命権者が一体的に選考。
- ✓ 社会人経験等を通じて培った資質能力を強み専門性とみなす。
 - ✓ 在学中の実践的な研究・修了後の採用とセットで選考を行う。

カリキュラムイメージ① ※勤務を踏まえた座学で単位修得

4月～5月	座学（指導法、教育の基礎的理解等の現場で必須の学び） ・教育の基本と教科指導等：6単位（指導法2単位含む） ・教育及び幼児児童生徒理解：4単位
6月～7月	午前：学校実習（観察）5単位（事前・事後指導1単位含む） ※観察（週15時間）、レポート作成 ※最後に報告会を実施 午後：座学で実践の振り返りとフィードバック 2単位 ※指導法、教育の基礎的理解等の学びの継続
8月	座学（自らの研究や関心に応じた学び）4単位 ※集中講義や夏期の認定講習等も活用？
9月	午前：学校での勤務 単位とせず ※勤務先により雇用（週15時間） ※週15時間分の給与を支給 午後：学校実習（実践）3単位（事前・事後指導1単位含む） ※実習（週15時間）、レポート作成 ※最後に報告会を実施
10月～2月	午前：学校での勤務 単位とせず ※同上 午後：座学で実践の振り返りとフィードバック 12単位 ※指導法、教育の基礎的理解等の学びの継続
3月	午前：学校での勤務 単位とせず ※同上
4月	免許授与、採用

カリキュラムイメージ② ※勤務を通じて単位修得

4月～5月	座学（指導法、教育の基礎的理解等の現場で必須の学び） ・教育の基本と教科指導等：6単位（指導法2単位含む） ・教育及び幼児児童生徒理解：4単位
6月～7月	学校実習（観察）8単位（事前・事後指導1単位含む） ※観察（週30時間）、レポート作成、 ※最後に最終報告会を実施
8月	座学（自らの研究や関心に応じた学び）4単位 ※集中講義や夏期の認定講習等も活用？
9月～12月	学校実習（実践）14単位（30時間で1単位程度、事前・事後指導1単位含む） ※実習先により雇用（フルタイム）、レポート作成 ※オンデマンド授業の積極的な活用 ※大学が内容を設計し、継続的に指導・評価 ※フルタイム勤務分の給与を支給
1月	免許授与、採用

週末等に
大学で実践の振り返りとフィードバック等をし、単位を実質化

まずは、文部科学省の指定する大学で事例を創出し、好事例として拡大する。

教員資格認定試験について

制度の趣旨

大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。

本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。
教員資格認定試験（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務はNITSが行う。

現行の実施種目と受験料

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 幼稚園教員資格認定試験（幼稚園教諭二種免許状） | → 20,000円 |
| (2) 小学校教員資格認定試験（小学校教諭二種免許状） | → 25,000円 |
| (3) 高等学校教員資格認定試験（高等学校教諭一種免許状（情報）） | → 25,000円 |

試験の内容・方法（小学校の場合）

- 一次試験 教科及び教職に関する科目（筆記試験（マークシート方式（択一式とする。）、論述式））
二次試験 教職への理解及び意欲、小学校教員として必要な実践的指導力に関する事項方法
（学習指導案作成、模擬授業、口頭試問（個別面接）等）

受験者数等

※令和4～5年度については、試験科目等の一部免除者を対象とした試験のみの実施

学校種	幼稚園				小学校				高校(情報)				特別支援学校			
	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率
令和5年度	37	36	9	25.0%	1,051	869	191	22.0%	令和6年度から試験再開				7※	7	4	57.1%
令和6年度	29	24	3	12.5%	950	807	194	24.0%	67	63	40	63.5%	令和6年度から試験休止			
令和7年度	24	21	12	57.1%	1,008	838	243	29.0%	180	169	56	33.1%				

検討事項

① 持続可能な認定試験の在り方

- 試験の実施方法の改革
※試験形式に加えて、研修の在り方など、
資質能力を適切に判断するための試験内容
- 受験料や実施場所等の検討
※試験の在り方を踏まえた、持続的な受験料や実施場所等

② 認定試験の役割の拡大

- 試験実施教科の拡大
※中学校 情報・技術（情報分野）の試験を新設することで、
高校情報とともに受験可能にする。
- 試験の一部科目の合格制度の実施
※児童生徒理解などの部分合格をもって、特別免許状の能力立証
に活用することが可能になる。

特別免許状の授与促進に関する検討について

特別免許状の授与促進に関する対応案

1. 国における一定の授与基準や、授与手続きの負担軽減策等について提示。

- ・ 特別免許状の授与指針を改定し、これまで限定的にしか示していなかった授与の基準を一定程度明確化。
- ・ 授与に際して実施する審査会の形式などについて、好事例を踏まえ負担軽減策等を具体的に例示。

 **都道府県の授与判断をやすくすることを通じて、手続きに係る手間を簡便にする。**

2. 資質能力の立証について様々な方法を検討

- ・ 教員資格認定試験の一部を用いた一部能力立証への代替
- ・ 大学（院）におけるプログラム履修を一部能力立証に代替
- ・ 独立行政法人教職員支援機構（NITS）におけるコンテンツ等による一部能力立証
- ・ 民間の取組に対する認証

 **都道府県が専門性以外の教師としての適性を客観的に判断できるようになる。**

3. 特別免許状入職者に対する支援のための加配措置（検討中）

 **特別免許状入職者に対するフォロー体制構築を支援し、現場の負担感軽減と入職者の定着を図る。**

学習指導要領の改訂の方向性も踏まえた教員以外の多様な人材の質の担保

1. Plant においてR9年度より取組を開始

- NITSが運用する全国教員研修プラットフォーム（Plant）を活用し、対象者は所定の研修を受講し、修了テスト等を受ける。受講履歴の閲覧を可能な形にする。

→ NITSが作成したコンテンツ（基礎的研修シリーズ等を含む）を用いた外部人材用研修パッケージを受講する等を想定

※「基礎的研修シリーズ」

令和4年度教員講習開設事業費等補助金「教員免許状を保有するものの教職には就いていない者または外部人材が教職に入職する際に活用できる、通信・放送・インターネット等を活用したコンテンツを開発する事業」にてNITSが作成。

※教員以外の人材の受講履歴を管理・閲覧するにあたっては、学校を所管する自治体において、アカウント作成・管理等の業務への対応が必要。

2. 併せてティームティーチングにおける補助者や学習指導員、スクールサポートスタッフをはじめとした多様な外部人材についても、その資質向上の仕組みが必要ではないか。

○外部人材の質の向上においては、様々な主体が関わる設計にしてはどうか。

（例）教育委員会、学校、大学、大学院、NITS、民間企業等

○資質向上を担う機関については、その質の担保の観点から登録や認証などの枠組みが必要ではないか。